平成２５年（フ）第８６号
栃木県足利市福富町1230番地３
債務者　有限会社ヤマト
代表者取締役　片岡　昌二
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長壁　孝広
4　破産債権の届出期間　平成25年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午後２時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１８７２号
名古屋市中村区烏森町３丁目73番地の１
債務者　株式会社三揮
代表者代表取締役　川嵜　浩司
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　尚武
4　破産債権の届出期間　平成25年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午後３時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８７３号
名古屋市中村区烏森町３丁目73番地の１
債務者　株式会社川崎商店
代表者代表取締役　川嵜　浩司
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　尚武
4　破産債権の届出期間　平成25年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午後３時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５７号
千葉県東金市家徳23―６、登記簿上の本店所在地千葉県山武郡横芝光町小田部482番地
債務者　ツバサ工業株式会社
代表者代表取締役　北田　輝雄
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　孝伸
4　破産債権の届出期間　平成25年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午後１時30分
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６２号
最後の住所京都市西京区大原野東野町３番地の414
債務者　亡吉田博文相続財産
相続財産管理人　上田　　敦
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　恵伸
4　破産債権の届出期間　平成25年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
岐阜県郡上市白鳥町大島775番地の１
債務者　有限会社岡田木工
代表者代表取締役　岡田　安弘
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　良房
4　破産債権の届出期間　平成25年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午前10時20分
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２８７号
群馬県前橋市山王町１丁目34番地の12
債務者　岡崎産業株式会社
代表者代表取締役　岡崎　浩三
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小暮　俊子
4　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午後１時30分
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４号
新潟県佐渡市河原田本町213番地
債務者　株式会社よろづ
代表者代表取締役　本間　義八
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　　宏
4　破産債権の届出期間　平成25年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所佐渡支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４２８号
新潟市中央区姥ヶ山５丁目13番10号　フルール桜ヶ丘101号、住民票上の住所新潟市江南区早通２丁目２番18号
債務者　田村　　勝
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江花　史郎
4　破産債権の届出期間　平成25年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１４号
鳥取県鳥取市若葉台南３丁目13番17号
債務者　中林興太郎
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口麻有子
4　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１６号
鳥取県鳥取市若葉台南３丁目13番17号
債務者　中林　興輔
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口麻有子
4　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５５号
宮崎市大字跡江2924番地８
債務者　小城　照子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
4　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４５６５号
大阪市平野区平野本町４丁目８番13号　ドムール本町105
債務者　藤本　伸行
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入倉　　進
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部